

2021年11月12日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG
(コード：9318 東証第2部)
問合せ先 IR 推進執行役員 山内 沙織
(TEL. 03-5534-9614)

第 101 回定時株主総会の再々延期に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第 101 回定時株主総会の再々延期について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会の再々延期を決定した理由

(1) 最初の延期について

当社は、2021年4月28日付け東証適時開示「第三者委員会の解散及び特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお伝えしました通り、当社が過去に行った取引及びその会計処理の妥当性について嫌疑（以下、「本件嫌疑」といいます。）が生じたため、外部専門家による特別調査委員会を設置し、以下の事項を委嘱しておりました。

- ① 本件嫌疑に係る事実関係の調査および本件嫌疑に係る会計処理の検証
- ② 上記①において問題が発見された場合には、その原因究明（不祥事を生じさせた内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点、企業風土等にも及ぶ）および再発防止策の提言

また、2021年5月13日付け東証適時開示「2021年3月期連結決算発表の延期に関するお知らせ」にてお伝えしました通り、特別調査委員会による上記事項に関する調査に時間を要することから、2021年5月20日に予定していた2021年3月期決算発表を延期するとともに、2021年6月14日付け東証適時開示「第101回定時株主総会の延期および定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお伝えしました通り、決算発表の延期により、本来なら本年6月末までに開催する第101回定時株主総会の開催を本年7月以降に延期することを決定しておりました。（延期後の基準日：2021年7月1日、開催期限：2021年10月1日）

その後、2021年6月22日付け東証適時開示「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」によりお知らせいたしました通り、当社の子会社（トレードセブン社・その子会社）が商流の一部として参加していた蓄電池の売買取引は、実際には現物の納品がなされておらず、かつ、資金が還流している取引であったこと、その結果、過年度の決算内容に訂正の必要性があることが判明いたしました。そして、同月30日、特別調査委員会の調査結果に基づき、過年度の決算内容の訂正の開示をするとともに、法定期限内に同年3月期の決算内容を開示しました。

(2) 再延期について

その後、当社は、延期後の定時株主総会を合理的な期間内に招集・開催することに向けて準備を進めておりましたところ、延期の決定後に以下の事由が生じたことから、定時株主総会を再延期することを決定しました。

当社は、2021年8月6日付け東証適時開示「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」によりお知らせいたしましたとおり、株式会社東京証券取引所から、投資者の投資判断に相当な影響を与える開示が適切に行われておらず、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたことから、同年8月7日付で特設注意市場銘柄に指定されました。

また、日本取引所自主規制法人の求めに応じ、同年 8 月 10 日付け東証適時開示「第三者委員会設置に関するお知らせ」によりお知らせいたしましたとおり、第三者委員会を設置し、特別調査委員会の調査の範囲外であった下記の事項について委嘱することを決定いたしました。

- ① 件外調査（類似案件について不適切会計の有無等の調査）
- ② 本件会計処理に係る原因分析と現経営陣を含む当時の取締役及び監査役の善管注意義務違反その他関係者の責任の有無を踏まえた関係者の処分に係る提言
- ③ 特別調査委員会の調査報告書及び上記①②による事実の認定及び評価を踏まえて第三者委員会が必要と考えるその他の提言

第三者委員会による調査は、当初、本年 9 月中の完了を見込んでおりました。当社は、第三者委員会の調査報告書を受領し、その内容を踏まえた上で、適正な役員選任議案を定時株主総会に上程したいと考え、そのためには、基準日を本年 7 月 1 日、開催期限を本年 10 月 1 日とする当初の日程では不可能であることから、基準日を再設定し、定時株主総会を再延期することが適切であると判断いたしました。（再延期後の基準日：2021 年 9 月 10 日、開催期限：2021 年 12 月 10 日）

（3）再々延期について

しかし、2021 年 9 月 30 日付け東証適時開示「第三者委員会の最終報告の延期、中間報告の受領及び公表に関するお知らせ」にてお伝えしましたとおり、第三者委員会の最終報告は、証憑類の取得及びデジタルフォレンジック調査等に時間を要したことから、当初の予定である同年 9 月末から同年 10 月 29 日まで延期となりました。

その後、2021 年 10 月 29 日付け東証適時開示「第三者委員会の調査報告書受領のお知らせ」にてお伝えしましたとおり、同日付で最終報告を受領いたしました。

当社としましては、既述のとおり、調査報告書の内容を踏まえ、外部の専門家も交えて十分な協議・検討を行った上で、適正な役員選任議案を定時株主総会に上程したいと考えております。そのための十分な時間を確保するためには、本年 12 月 10 日までに定時株主総会を開催することが日程的に不可能となりました。よって、定時株主総会を再々延期することといたしました。

定時株主総会の開催日の具体的な日程につきましては、現時点では未定であり、役員選任議案が確定した時点で速やかに設定し、早急に開催の準備を進めてまいります。

なお、再々延期ではなく、定時株主総会を一旦開催して、延会を開催すること等も考えられましたが、延会を開催する場合は、当初の総会と会議の目的（議題）は同一でなければならないと解されているため、当初の総会を開催する時点で取締役選任議案を確定する必要がありますが、本件ではそのような対応をすることができないことから、延会を開催するという選択ではなく、再々延期をすることといたしました。また、定時株主総会と臨時株主総会に分けて開催するという選択も考えられましたが、二重の開催費用に加え、短期間に重ねて株主総会を開催することによる混乱を避けるためにも、そのような選択をとらないことといたしました。

2. 定時株主総会の開催概要等

（1）定時株主総会に係る基準日の再設定等

当社は、2021 年 8 月 25 日付け東証適時開示「第 101 回定時株主総会の再延期及び定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、第 101 回定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定する基準日を 2021 年 9 月 10 日（金）と定めておりましたが、改めて、基準日を定めることといたします。基準日及び公告日は現時点では未定であります。確定次第、速やかにお知らせいたします。

（2）定時株主総会の開催概要（日時・場所・目的事項）

本日付け東証適時開示「(変更)「発行可能株式総数及び決算期（事業年度の末日）の変更並びに定款の一部変更に関するお知らせ」の一部変更について」にてお知らせしました通り、第 101 回定時株主総会の決議事項の 1 つとして、「定款の一部変更」（発行可能株式総数の変更）を予定

しております。また、「会計監査人選任」につきましても付議することを予定しております。それ以外の決議事項及び総会開催日時・開催場所につきましては、現時点では未定であります。確定次第、速やかにお知らせいたします。

3. 期末配当に関する事項

期末配当を実施しないため、該当事項はございません。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上